

社会福祉法人美山育成苑役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人美山育成苑（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び幹事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。
ただし、役員等が、下記の諸議会及び理事長の命を受けて、その業務に当たった場合は、報酬を支給することができる。

1、役員及び評議員が、次の会議に出席した場合

会議の名称	報酬	備考
評議員会への出席	10,000円	
理事会への出席	10,000円	
法人三役会議に出席	10,000円	

※算出根拠 各会議一回4時間を標準とし、基本活動に対する報酬の単価2,500円とする。

2、役員及び評議員が、理事長の命を受けて、その業務に当たった場合

会議の名称	報酬	備考
評議員の特別業務	15,000円	
理事の特別業務等	15,000円	
監事の監査及び指導	15,000円	

※上記、会議等に出席したときは、旅費規定に基づき、交通費等を別途支給する。

※算出根拠 各特別業務一回6時間を標準とし、特別活動に対する報酬の単価2,500円とする。

(適用除外)

第3条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給時期は、年間3回(8月、12月、3月)の時期に銀行振込とする。

(改廃)

第5条 本規定を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を得なければならない。

附 則 この規定は令和5年1月1日より適用する。